工業標準の制定・日本工業規格の改正に関する説明資料

制定・改正の別

制定

工業標準案・日本工業規格の改正案の番号及び名称

規格番号　JIS B7761-3

規格名称　手腕系振動－第３部：測定及び評価に関する一般要求事項

改正の場合、現行規格名称

[団体規格を基礎とした場合は団体規格番号及び名称]

主務大臣

経済産業大臣専管

工業標準化法上の適用条文

第２号４条鉱工業製品に関する測定方法

制定・改正の内容等に関する事項

・制定・改正の必要性及び期待効果

作業場での手腕系振動に対する健康への影響について注目されていたことから、ISO では、2001 年に ISO 5349-1 及び ISO 5349-2 として発行された。

これに伴い、JIS においても ISO 5349-2 に相当する B 7761-2（手腕系振動－第２部：作業場における実務的測定方法）が制定されたところであるが、ISO 5349-1 に相当する手腕系振動への人体暴露の測定及び評価についての一般要求事項に関する規格が存在しておらず、規格体系として不十分な状況にあった。この規格の制定により、国際的に整合のとれた振動測定及び評価が可能となり、工具の振動値表示を義務付けている国々への対応が容易になることが期待できる。

・規定項目又は改正点

１適用範囲

２引用規格

３用語，定義及び記号

４手腕系振動の特徴

５手腕系振動暴露の特性

６報告すべき事項

附属書Ａ（規定）周波数補正及び帯域制限フィルタ

・制定・改正の主旨

利害関係者申出（法１２条）の場合：利害関係人からの申出に係る取り扱い基準（別表）

(1)利点がある場合の項目

イ，カ，キ

(2)欠点があるとする項目に該当しないことを確認 ◆

(3)国が主体的に取り組む分野への該当

該当せず

(3.1)上記分野に該当しない場合：市場適合性への該当

有（動力工具による手腕振動障害を防止するために，ＥＵではＤｉｒｅｃｔｉｖｅ２００２／４４／ＥＣで作業者の１日の振動暴露量を規定しており，その測定方法及び評価はこの規格の対応国際規格であるＩＳＯ５３４９－１を基礎にしている。ＥＵ諸国へ輸出する動力工具にはその振動値を取扱説明書に記載するようにＤｉｒｅｃｔｉｖｅ９８／３７／ＥＣで規定されているが，その概念はＩＳＯ５３４９－１を基礎にしている。日本でも手腕振動障害防止のための方策が検討されているが，この規格は作業者の振動暴露量を評価するための基礎となる。）

備考）市場適合性を明らかにする根拠、理由等（定量的なデータ等）

・ＩＳＯで制定された国際規格のＪＩＳ化。

・任意法規に引用される可能性がある。

原案作成に関する事項

・原案作成状況

原案作成年度　　平成１８年度

原案作成機関名　　社団法人　日本機械学会

特定標準化機関以外

財団法人　日本規格協会

特定標準化機関以外

原案作成委員会構成	a. 生産者側委員会	5　名
	b. 使用消費者側委員会	5　名
	c. 販売側委員会	6　名
	d. 中立・学識経験者委員	7　名

備考）原案作成委員会の構成表及び開催状況（小委員会、分科会を含む）

別紙に記載のとおり

・原案作成区分

法１２条による：ＪＳＡ

・経済産業省所轄原局原課の意見　賛成

原局原課名　産業機械課

・利害関係者申出（法 12 条）の場合：提案原案の素案に関する情報

提案原案はＩＳＯ又はＩＥＣの規格を基礎としている。

・原案の様式等調整

ＪＳＡが調整済み

・原案作成の審議中問題となった点（少数意見を含む）

対応国際規格ではその前の版との比較説明を行っている箇所があるが，ＪＩＳには対応国際規格の前の版に対応するものは無いため，その部分をこのＪＩＳに取り入れる必要があるかが問題となった。結論としては，不要となり，解説にその説明を記載することとした。

附属書Ａ（規定）に記載してある周波数補正及び帯域制限の周波数の表記が，関連する最近のＩＳＯ規格では数値でなく数式に変更されている点が問題となった。結論としては，いずれも同じ数値になることから，国際一致規格であることを踏まえ，対応国際規格に従った表記にすることとした。

・原案作成の審議中に行った調査、試験等の概要

○

日本工業標準調査会の審議に関する事項

・部会名：標準部会（部会長：二瓶　好正）

・専門委員会：計測計量技術（専門委員会長：岡路　正博）

・審議経過

WG 議決年月日　　　年　　月　　日

専門委員会議決年月日　　　年　　月　　日

部会議決年月日　　　年　　月　　日

・審議中問題となった点

国際流通への影響に関する事項

・対応する国際規格及びそれらの規格との整合性

国際規格番号　ISO 5349-1：2001　　　整合性　　ＩＤＴ

○

・海外規格の状況と本規格との関係

・JIS の制定・改正が輸入に悪影響を及ぼさない理由

対応する国際規格・海外規格と整合している

・News from METI への掲載日（既実施の場合）

平成１７年　５月２７日

・WTO/TBT 協定に基づく意見受付公告実施日（既実施の場合）

年　　月　　日

・審議過程における外国人参加・意見受付の有無

無

・生産・輸出入状況

年間生産数量　　１２，０００，０００台

（生産額　１，５００億円 ）
年間の輸出数量　６，０００，０００台
（輸出額　７００億円 ）
年間の輸入数量　４，０００，０００台
（輸入額　１５０億円 ）
出典　重電生産・輸入・輸出統計実績表，業界実績表
統計年度　平成１４年度

・既制定の類似・関連 JIS との関係
この規格は，既制定のＪＩＳＢ７７６１－１（手腕系振動－第1部：測定装置）に規定する測定装置を用いて，手腕系振動を測定及び評価するための一般要求事項を規定するものであり，既制定のＪＩＳＢ７７６１－２（手腕系振動－第2部：作業場における実務的測定方法）は，この規格を基礎として測定することとなる。

・関連する強制法規
無

・関連する公共調達基準
無

・工業所有権等知的財産権
無

・著作権
提案者が保有　［ 団体名　社団法人　日本機械学会
連絡先　東京都新宿区信濃町３５　信濃町煉瓦館５階 ］
［ 団体名　財団法人　日本規格協会
連絡先　東京都港区赤坂４－１－２４ ］

・品目指定の有無（又は予定）
無→　非指定を維持

・試験所認定制度の適用（継続的な非指定品目について）
適用していない

・業務計画記載の有無
有（平成１８年度）

・ＩＣＳ分類コード